

江北町公共施設等総合管理計画 (案)

平成 2 9 年 3 月
佐 賀 県 江 北 町

目 次

1	はじめに	
1-1	計画策定の背景と目的	3
1-2	計画の位置づけ	3
1-3	計画の対象施設	4
2	本町を取り巻く社会的状況	
2-1	人口の推移と将来推計人口	5
2-2	財政状況	
(1)	歳入	6
(2)	歳出	7
2-3	公共施設等の現状	
(1)	公共施設（行政財産）の保有状況	8
(2)	建築年別の整備状況	9
(3)	普通財産の保有状況	10
(4)	土地開発公社財産の保有状況	11
2-4	インフラ施設の現状	
(1)	インフラ施設の保有状況	12
2-5	公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費の見込み	
(1)	建物施設	13
(2)	インフラ施設	14
3	公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	
3-1	現状や課題に関する基本認識	15
3-2	計画期間	15
3-3	公共施設等の管理に関する基本的な考え方（7項目）	
(1)	点検・診断等の実施方針	16
(2)	維持管理・修繕・更新等の実施方針	16
(3)	安全確保の実施方針	16
(4)	耐震化の実施方針	16
(5)	長寿命化の実施方針	16
(6)	統合や廃止の実施方針	16
(7)	総合的かつ計画的な管理を実現するための取組体制	16

4 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

4-1 行政財産

- (1) 行政系施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- (2) 学校教育系施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- (3) 社会教育系施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (4) スポーツ・レクリエーション系施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- (5) 保健・福祉施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- (6) 子育て支援施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- (7) 産業系施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- (8) 町営住宅・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- (9) 公園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- (10) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

4-2 普通財産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

4-3 土地開発公社財産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

4-4 インフラ施設

- (1) 道路・橋梁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- (2) 農業用施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- (3) 水道施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- (4) 下水道施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

1 はじめに

1-1 計画策定の背景と目的

全国的な傾向として、学校・公営住宅などの公共施設は、高度経済成長期の昭和40年代から50年代にかけて、集中的に整備されました。また、道路・橋梁や上下水道などのインフラ施設についても、公共施設と同様に、経済成長や都市化の進展に伴い、整備が行われてきました。本町においても、小・中学校、町営住宅、体育館などの「公共施設」や道路・橋梁、上・下水道などの「インフラ施設」を整備してきました。

これらの公共施設等は、整備後30年以上経過し、老朽化が進行しているものが多く、通常の維持管理費に加え、将来的な大規模改修や建替え等には多額の費用が必要となることが予想されます。また、少子高齢化や急速な人口減少が進行している中で、税収の減少や社会保障費の増加等が見込まれ、今後、公共施設等に充てる財源の確保が大変難しくなると予測されており、現存する全ての公共施設等を保有・維持し続けることが困難となるため、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって統廃合・更新・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化していく必要があります。

また、平成28年4月には、「平成28年熊本地震」が発生し、家屋の倒壊、火災、土砂災害、橋梁の崩落など、甚大な被害をもたらしました。本町でも、町民の安全を守るため、公共施設およびインフラ施設の耐震化や老朽化への対策を推進していく必要があります。

本町ではこれまでも、施設の指定管理制度の導入による施設管理費等の縮減を行ってきましたが、持続可能な町政の実現を図るため、公共施設等の適切な規模やあり方、効率的・効果的な維持管理運営等の基本的な方向性を示す「江北町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

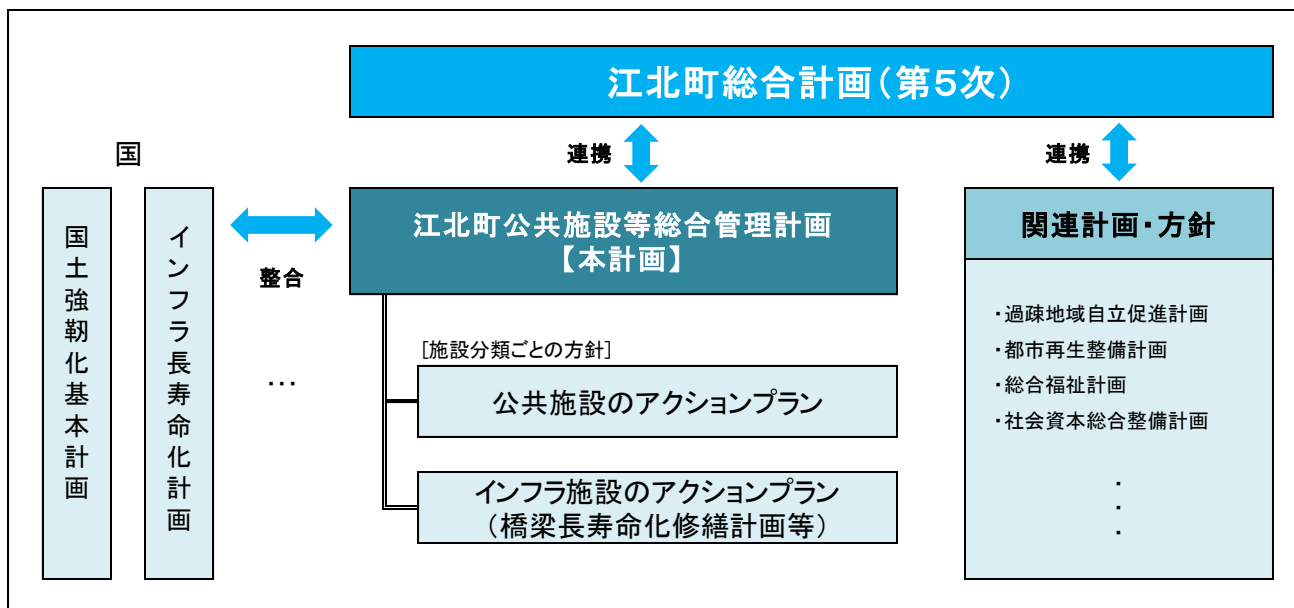
今後は、この計画に沿って町有財産の総合的かつ長期的な管理を行うことで、町民サービスの更なる向上や町財政負担の軽減・平準化を目指します。

1-2 計画の位置づけ

国においては、インフラの戦略的な維持管理・更新等の推進を目的とした「インフラ長寿命化計画」が策定されました。地方自治体においても、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日総財務第74号）が通知され、所有する公共施設等の管理方針を定めた計画の策定を要請されています。

本計画は、本町の最上位計画である「江北町総合計画」と連動し、公共施設等の基本的な取組みの方向性について定めるものです。今後、公共施設等の管理は、本計画に基づき推進します。

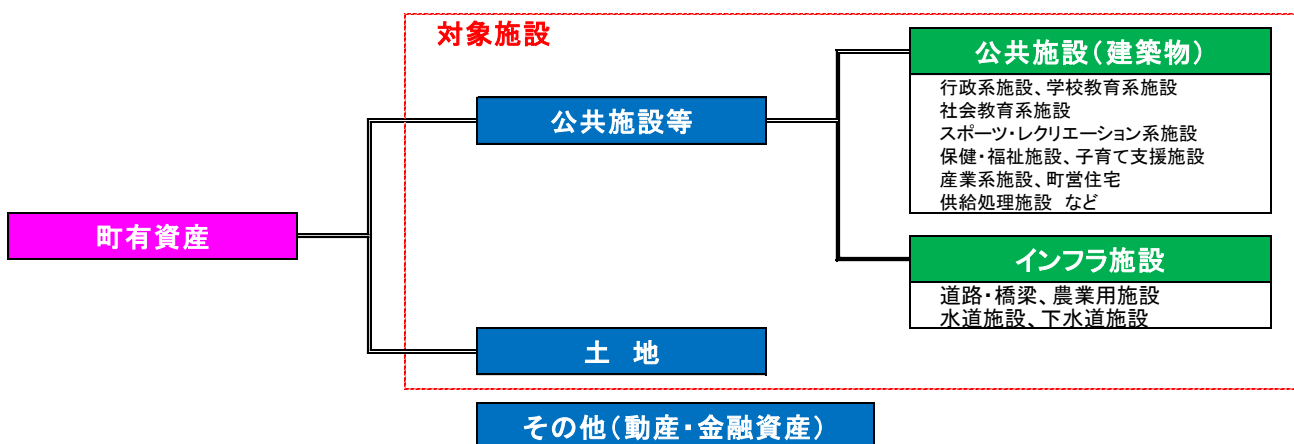
【図1-2-1 本計画の位置づけ】



1-3 計画の対象施設

本計画は、中長期的視点をもって公共施設等の維持管理や修繕、長寿命化や機能統合などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現しようとするものです。そのため、本計画で対象とする施設は、建物施設だけでなく、道路・橋りょう、公園等のインフラ施設や公営企業の施設（建物施設、インフラ施設）も含むものとします。

【図1-3-1 本計画の対象施設】



2 本町を取り巻く状況

2-1 人口の推移と将来推計人口

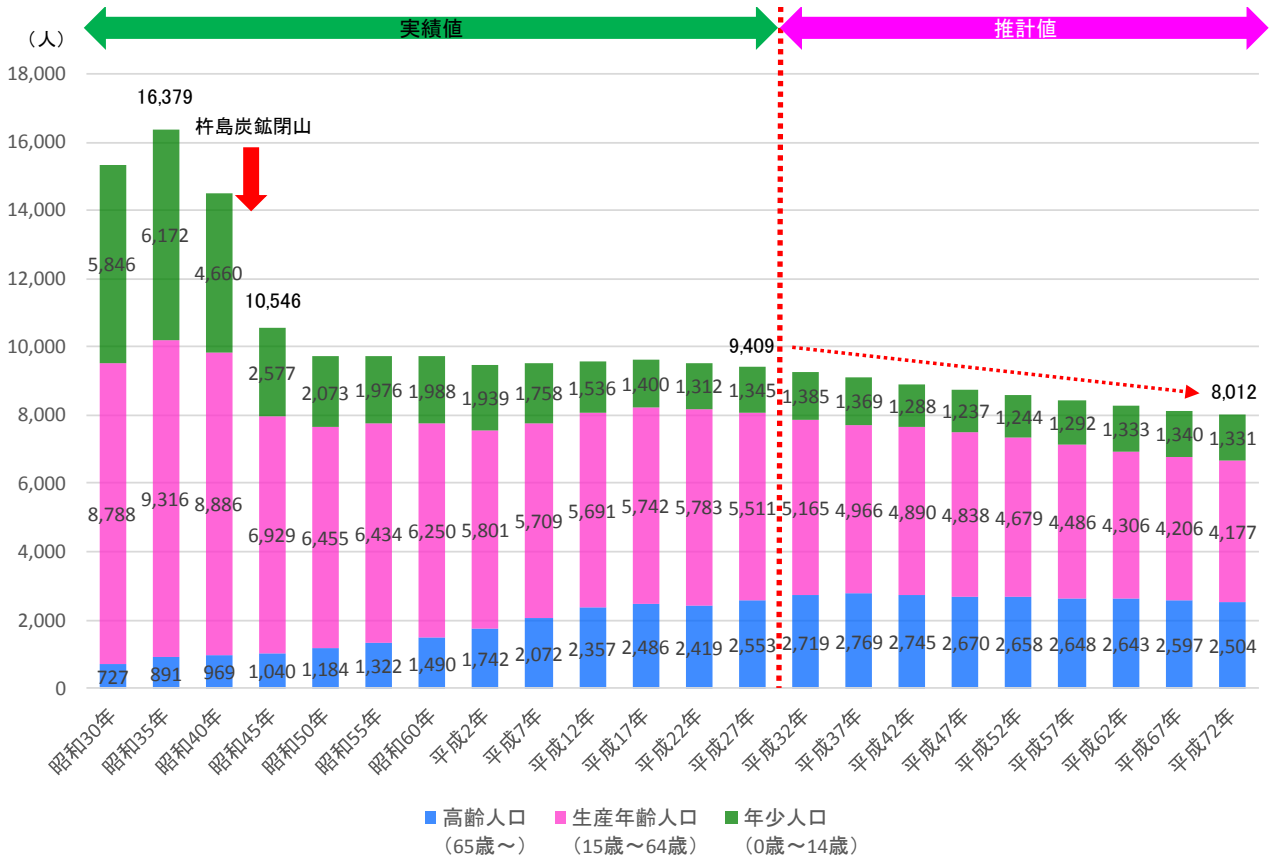
本町の総人口は、昭和35年に16,379人でピークをむかえ、昭和44年に杵島炭鉱が閉山すると、10,546人まで大幅に減少しました。

その後も人口減少を続ける中、昭和46年に過疎地域の指定を受け、地元雇用の確保を図るために企業誘致にも力を注いだ結果、昭和40年代後半には人口減少に歯止めがかかり、平成2年の国勢調査人口が9,483人であったのに対し、平成7年の国勢調査時には9,539人と増加に転じ、その後も平成12年に9,584人、平成17年に9,628人となり微増が続ききました。

将来推計人口を年齢区分別でみると、生産年齢人口（15～64歳の人口）の割合は、平成22年の60.8%から減少を続け、平成72年には52.1%となるのに対し、老年人口（65歳以上の人口）の割合は、平成22年の25.4%から、平成72年には31.3%に増加し、総人口は8,012人となることが見込まれています。

このことにより、需要の変化に対応した施設の見直しや、生産年齢人口が減少することによる維持管理経費の負担増加が見込まれます。

【図2-1-1 年齢3区分別人口の推移と将来推計人口】



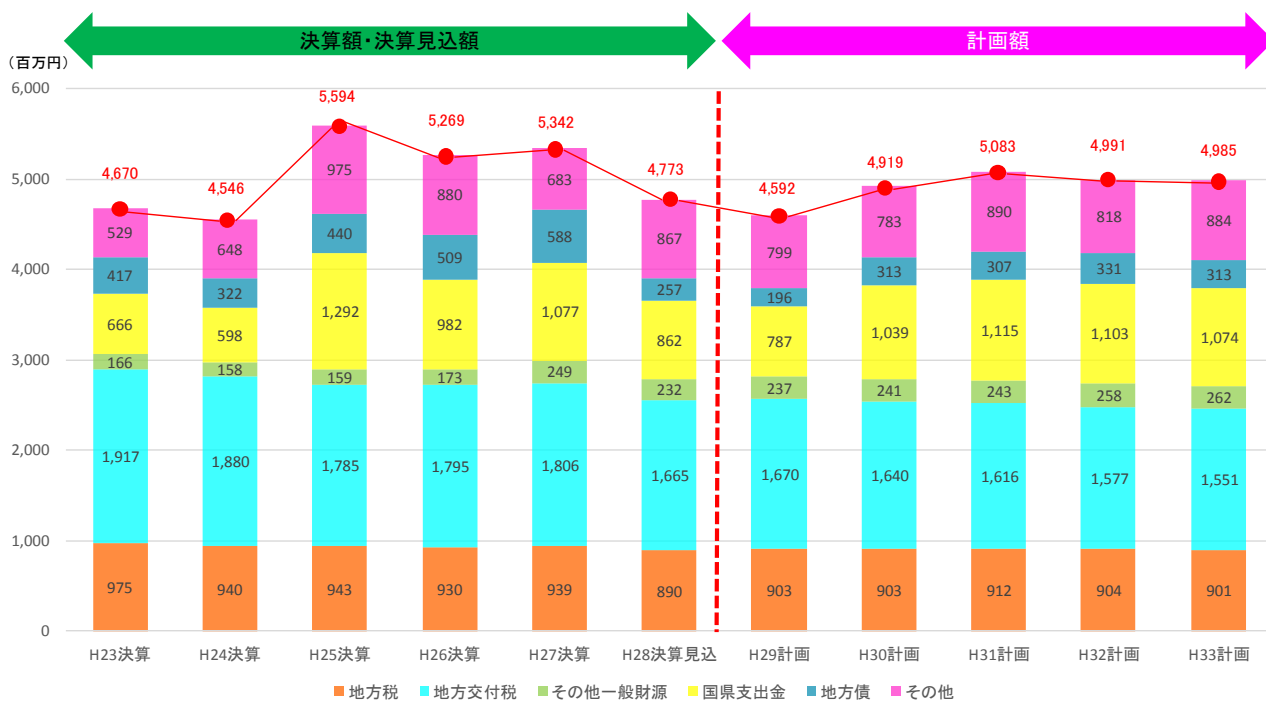
(資料) 実績値：国勢調査（昭和30年～平成27年） 推計値：「江北町まち・ひと・しごと創生総合戦略」

2-2 財政状況

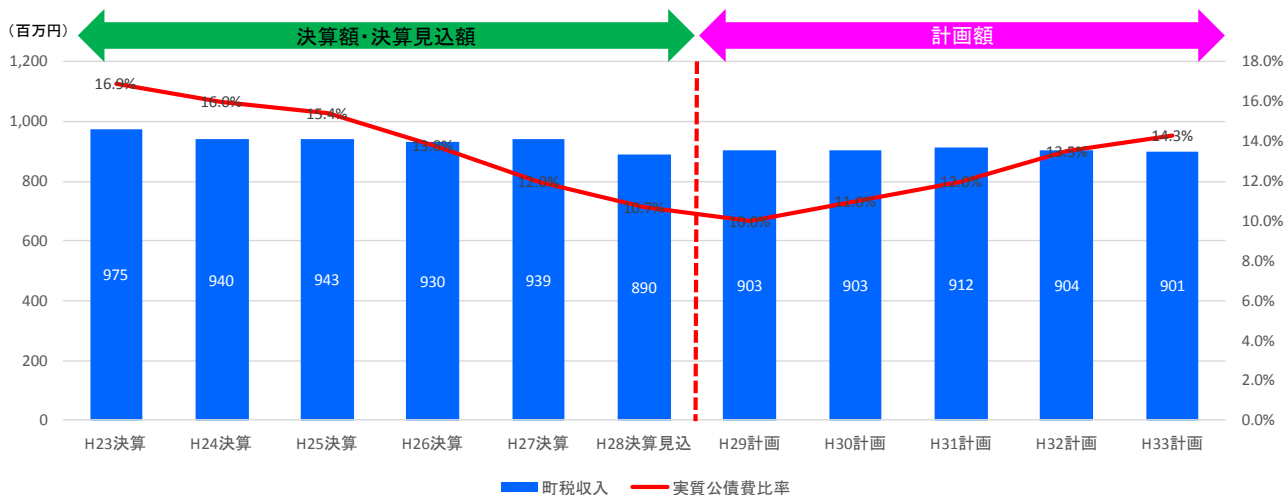
(1) 歳入

本町の財政力指数は0.35で、地方交付税などの依存財源が多くを占めています。将来推計人口では、主たる納税層である生産年齢人口が減少する見込みであり、町税収入の増加は厳しい状況です。実質公債費比率は、平成27年度決算において12.0%で、近年は減少傾向にありますが、平成30年度以降は再び増加に転じる見込みで、今後、財政健全化を図る上で、地方債発行の抑制が必要となります。

【図 2-2-1 歳入の見通し】



【図 2-2-2 町税収入と実質公債費比率の見通し】



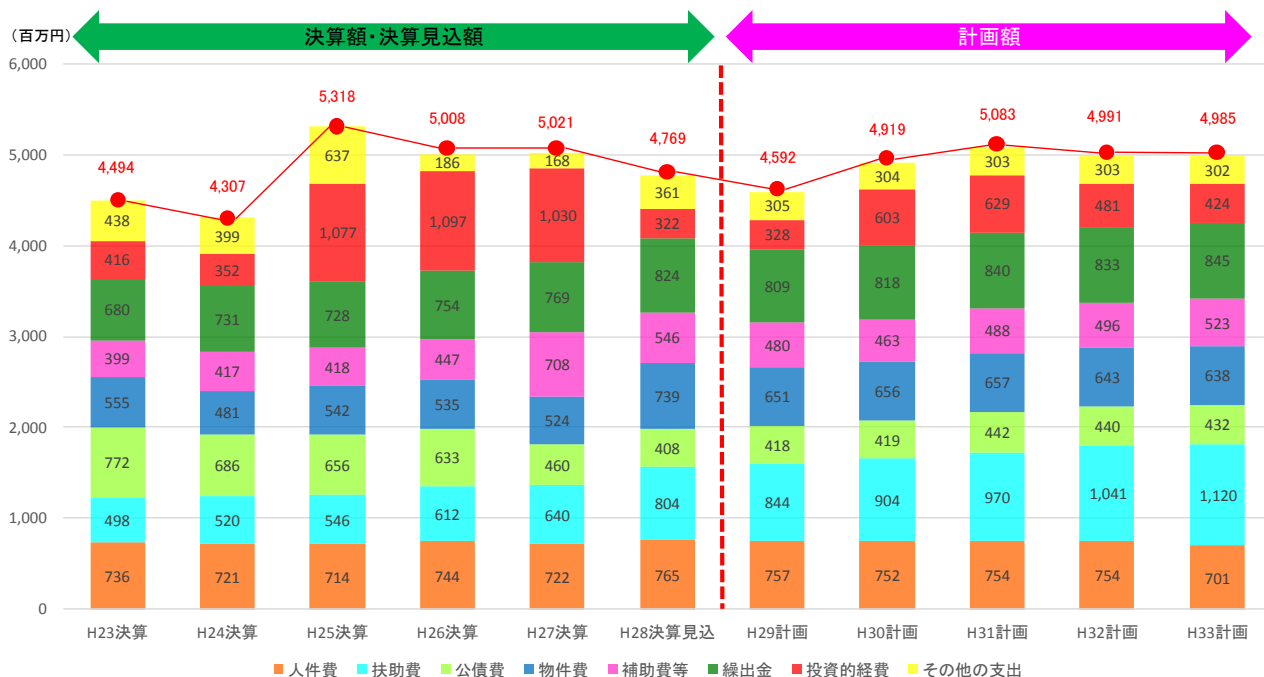
(出典) 決算・決算見込み：地方財政状況調査（決算統計） 計画額：平成28年度中期財政計画

(2) 歳出

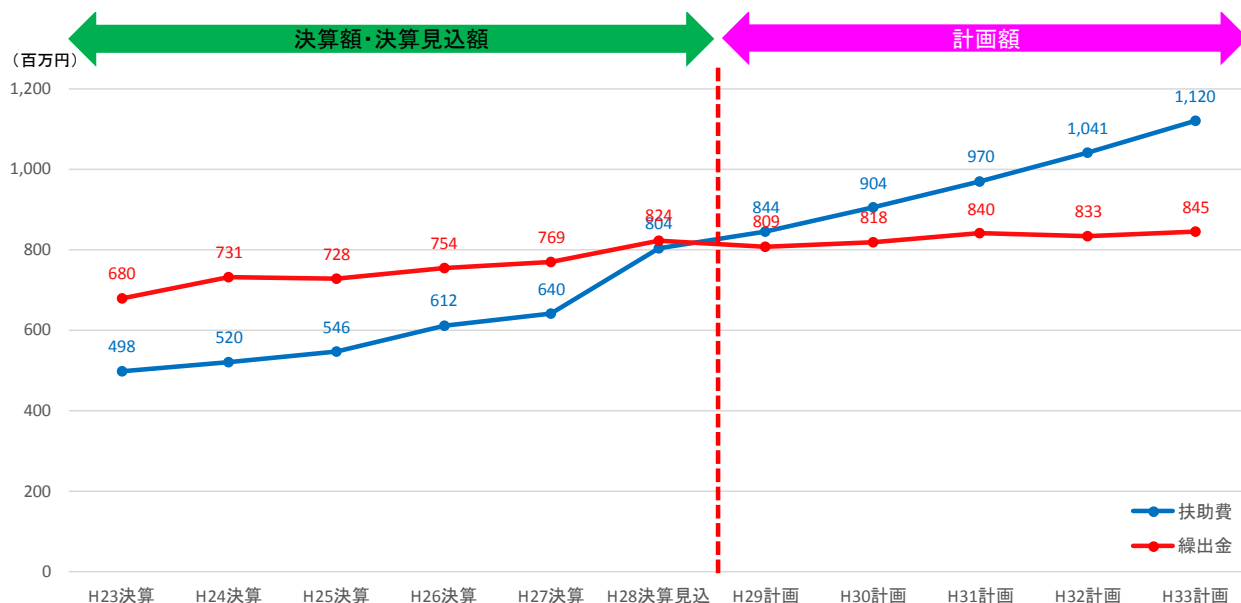
投資的経費は、平成25年度から27年度にかけて、下水道整備や町営住宅建設等の大型事業を積極的に行ったことにより、一時的に増加しました。

扶助費は、高齢化の進行等に伴い増額が見込まれ、介護保険事業に係る経費も増えていきます。また、下水道事業に対する繰出金も増加傾向にあり、これらの経費は今後も減少することが考えにくい経費です。

【図 2-2-3 歳出の見通し】



【図 2-2-4 扶助費と繰出金の見通し】



(出典) 決算・決算見込み：地方財政状況調査（決算統計） 計画額：平成28年度中期財政計画

2-3 公共施設等の現状

本町の公共施設等は、小中学校や幼稚園などの教育施設をはじめ、体育館や公園のように広く町民の方が利用する建物施設や、道路・橋梁・上水道・下水道のように必要な行政サービスを提供するインフラ施設など、さまざまな施設があります。

本町は、快適な住環境の確保・定住化の促進を目的として、インフラ施設の整備を積極的に行ってきました。

(1) 公共施設（行政財産^(注)）の保有状況

本町が保有する公共施設は、図2-3-1のとおりです。

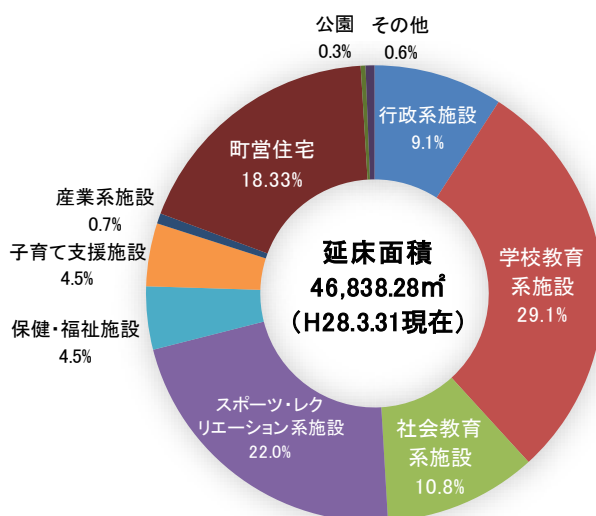
類型別に延床面積を比較すると、学校教育系施設が13,626.39㎡（29.1%）、スポーツ・レクリエーション系施設が10,292.52㎡（22.0%）の順となっており、これら施設で全体の約51%を占めています。

(注) 国・地方公共団体により直接に行政の目的を遂行するために供される公有財産。

【図 2-3-1 類型別土地面積及び建物延床面積】

類 型	施設数	土地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	土地面積 割合(%)	延床面積 割合(%)	備 考
行政系施設	17	10,861.85	4,278.98	4.2%	9.1%	庁舎、消防詰所、水防倉庫、防災広場
学校教育系施設	3	55,842.00	13,626.39	21.6%	29.1%	小・中学校、給食センター
社会教育系施設	27	19,802.05	5,074.31	7.7%	10.8%	公民館、郷土資料館、集会所等
スポーツ・レクリエーション系施設	13	73,902.80	10,292.52	28.6%	22.0%	花山球場、B&G各種施設、ふれあい交流センター(ネイブル)等
保健・福祉施設	3	920.45	2,092.67	0.4%	4.5%	保健センター、老人福祉センター
子育て支援施設	3	11,365.73	2,095.17	4.4%	4.5%	幼稚園、保育園、こどもセンター(うるる)
産業系施設	2	2,266.86	339.94	0.9%	0.7%	ふれあい物産館、農産加工所
町営住宅	4	25,212.26	8,583.32	9.8%	18.3%	原宿・佐留志・上惣団地
公園	14	50,699.83	158.76	19.6%	0.3%	白木パノラマ公園コテージ
その他	4	7,315.09	296.22	2.8%	0.6%	駐輪場、ふれあい通路等
合 計	90	258,188.92	46,838.28	100.0%	100.0%	

【図 2-3-2 類型別建物延床面積の内訳】



(出典) 平成 27 年度公有財産異動通知書 ※企業会計（上下水道）施設は除く

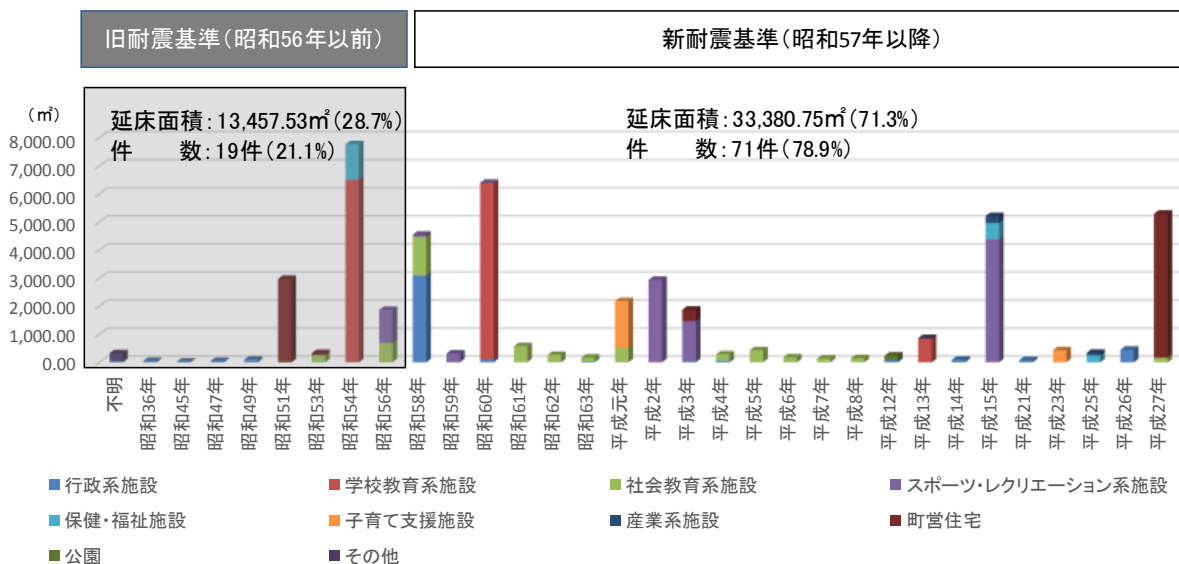
(2) 建築年別の整備状況

建築年別の整備状況を見ると、新耐震基準となる昭和57年以降に建てられた施設は、延床面積で33,380.75㎡(71.3%)となっています。一方、旧耐震基準となる昭和56年以前に建てられた施設は、13,457.53㎡(28.7%)となっています。

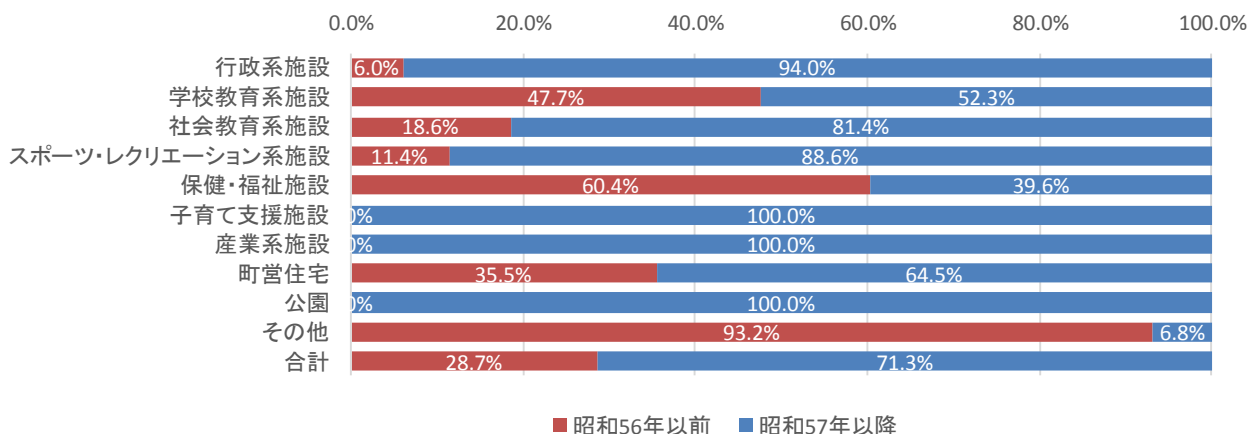
類型別に新旧耐震基準別延床面積の割合をみると、旧耐震基準により建てられた施設は、学校教育系施設が48.3%、町営住宅が22.6%、保健・福祉施設が9.4%、スポーツ・レクリエーション系施設が8.7%となっており、町営住宅以外の施設は、平成25年度に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強工事を実施しています。

建築物は、施設によって異なりますが、一般的には築30年で大規模改修、築60年で建替えが必要となる場合が多いといわれています。本町においては、築30年を超える公共施設の延床面積は、24,949.94㎡(53.3%)となっており、今後、昭和40年代から昭和50年代に建てられた施設について、老朽化の進展に応じて順次、大規模改修や建替えが必要となります。

【図2-3-3 建築年別の整備状況】



【図2-3-4 類型別・新旧耐震基準別の延床面積の割合】



(出典) 平成27年度公有財産異動通知書 ※企業会計(上下水道)施設は除く

(3) 普通財産^(注)の保有状況

本町が保有する普通財産は、図2-3-5のとおりです。

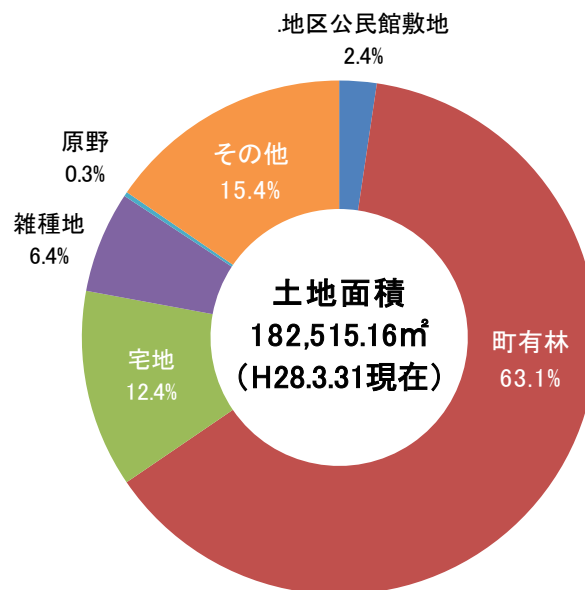
類型別に土地面積を比較すると、町有林が115,216.00㎡で全体の約63.1%を占めています。

(注) 国有財産または公有財産のうち、行政財産以外は一切の財産。特定の用途または目的をもたず、貸付・交換・売却・譲与などをしたり、私権を設定したりすることができます。

【図 2-3-5 類型別土地面積】

類 型	土地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	土地面積 割合(%)	延床面積 割合(%)	備 考
地区公民館敷地(東区公民館他)	4,281.25	-	2.4%	-	
町有林	115,216.00	-	63.1%	-	
宅地(元地区公民館敷地他)	22,696.16	-	12.4%	-	
雑種地	11,639.28	-	6.4%	-	
原野	505.00	-	0.3%	-	
その他	28,177.47	1,088.65	15.4%	100.0%	
合 計	182,515.16	1,088.65	100.0%	100.0%	

【図 2-3-6 類型別土地面積の割合】



(出典) 平成 27 年度公有財産異動通知書 ※企業会計(上下水道)施設は除く

(4) 土地開発公社^(注) 財産の保有状況

土地開発公社が保有する財産は、図2-3-7のとおりです。

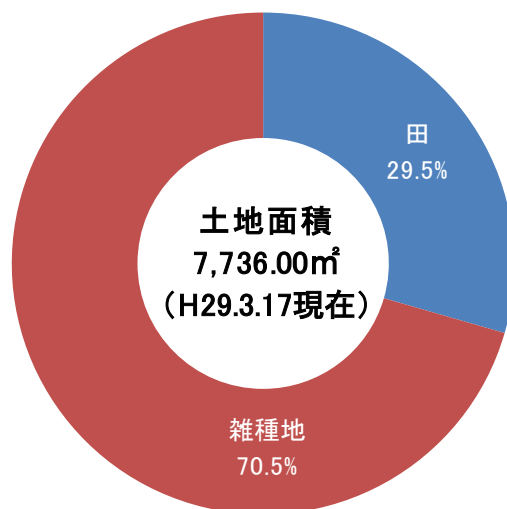
町の依頼により、田：2,280.00㎡、雑種地：5,456.00㎡を先行取得しています。

(注) 地方公共団体が地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して設立することができる法人です。(公有地の拡大の推進に関する法律第10条第1項)

【図 2-3-7 類型別土地面積】

類 型	土地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	土地面積 割合(%)	延床面積 割合(%)	備 考
田	2,280.00	-	29.5%	-	分譲住宅地予定地
雑種地	5,456.00	-	70.5%	-	みんなの公園(仮称)予定地
合 計	7,736.00	0.00	100.0%	0.0%	

【図 2-3-8 類型別土地面積の割合】



(出典) 政策課調べ

2-4 インフラ施設の現状

(1) インフラ施設の保有状況

本町のインフラ施設は、水道施設は昭和24年から、下水道施設は平成15年から供用を開始しています。

インフラ施設は、町民生活や地域の経済活動を支えています。今後、多様化する町民ニーズに対応した整備が求められるとともに、地震や集中豪雨などの自然災害の発生等を踏まえ、施設の適切な維持管理について考慮する必要があります。

【図 2-4-1 インフラ施設の保有状況】

施 設		保 有 量	
道路・橋梁			
舗装		町道 153路線 延長 94.9km	
トンネル		1か所 延長 38m	
橋梁		117か所 延長 796m	
農業用施設			
臨鉱ポンプ等施設			
排水施設		5か所	
揚水施設		1か所	
灌水施設		6か所 送水管 7.6km 配水管 27.7km	
農業用施設			
農道		延長 50.2km	
揚水機		134か所	
ため池		30か所	
八町制水門		1か所	
水道施設		土地面積	延床面積
受水配水施設		2,740.74 m ²	150.42 m ²
その他		5,371.76 m ²	182.00 m ²
送水管		延長 5.9km	
配水管		延長 91.4km	
ポンプ室		4か所	
消火栓		119か所	
下水道施設		土地面積	延床面積
クリーンセンター	(2か所)	30,520.53 m ²	2,745.71 m ²
中継ポンプ場	(4か所)	2,487.05 m ²	56.22 m ²
真空ステーション	(1か所)	31.97 m ²	-
マンホールポンプ場		20か所	
管渠		延長 116.9km	

2-5 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費の見込み

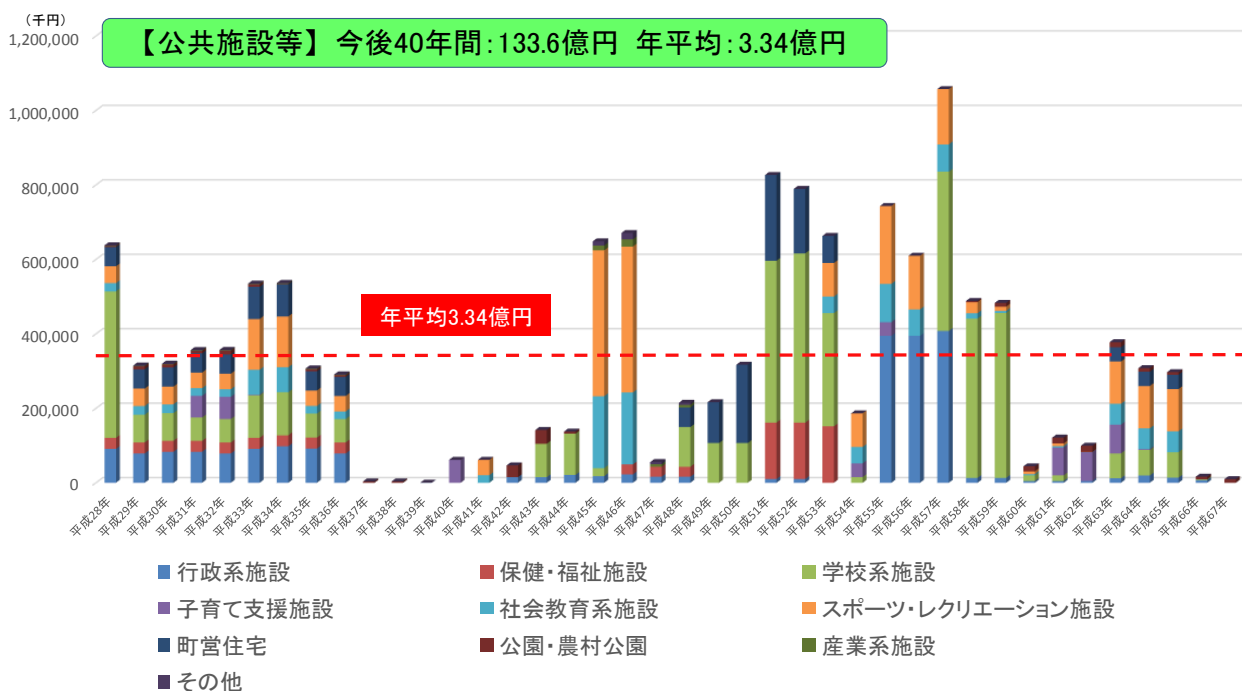
本町の公共施設は、今後10年間に大規模改修や最初の建替え更新の集中する時期が到来することが予測されます。将来、公共施設等が提供するサービスや機能を維持するためにも、改修や更新が集中する時期（平成28年から平成36年）に具体的な取組みを行うことが重要となります。

また、人口は平成27年から平成47年の20年間で7.1%、平成27年から平成67年の40年間で13.5%減少することが予測されています。そのため、人口と公共施設の保有総量との相関性を考慮し、早期に公共施設の保有総量の最適化に向けた取組みを講じる必要があります。

(1) 建物施設

公共施設の将来の更新費用を試算すると、今後40年間で約133.6億円となり、年平均で3.34億円の大規模改修・更新（建替え）費用が必要と見込まれます。

【図 2-5-1 公共施設等に係る今後40年間の更新費用の推計】



（出典）公共施設等更新費用試算ソフトにより、政策課で試算

(2) インフラ施設

インフラ施設の将来の更新費用を試算すると、今後40年間で約299.8億円となり、年平均で7.50億円の大規模改修・更新（建替え）費用が必要と見込まれます。

【図 2-5-2 インフラ施設等に係る今後40年間の更新費用の推計】



(出典) 公共施設等更新費用試算ソフトにより、政策課で試算

(注) 水道事業は、平成32年度に佐賀西部広域水道企業団に統合を予定していますが、施設の更新費用の取扱いは、未確定要素が多いことから、本計画では水道施設の更新を町で行うものとして推計しています。

3 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

3-1 現状や課題に関する基本認識

公共施設等については、今後、老朽化が急速に進行し、次々に大規模な修繕や建替えの時期を迎えます。一方で、本町を取り巻く社会状況の変化として、少子高齢化と人口減少により、将来の財政状況は厳しくなることが予想されるため、施設の量や質をそのまま維持しようとする、必要性の高い施設まで安全・安心に利用できなくなることが懸念されます。

インフラ施設については、町民の日常生活や経済活動における重要なライフラインであり、災害時には重要な基盤施設となることから、老朽化対策や耐震対策など、計画的な整備や修繕・更新等を実施する必要があります。

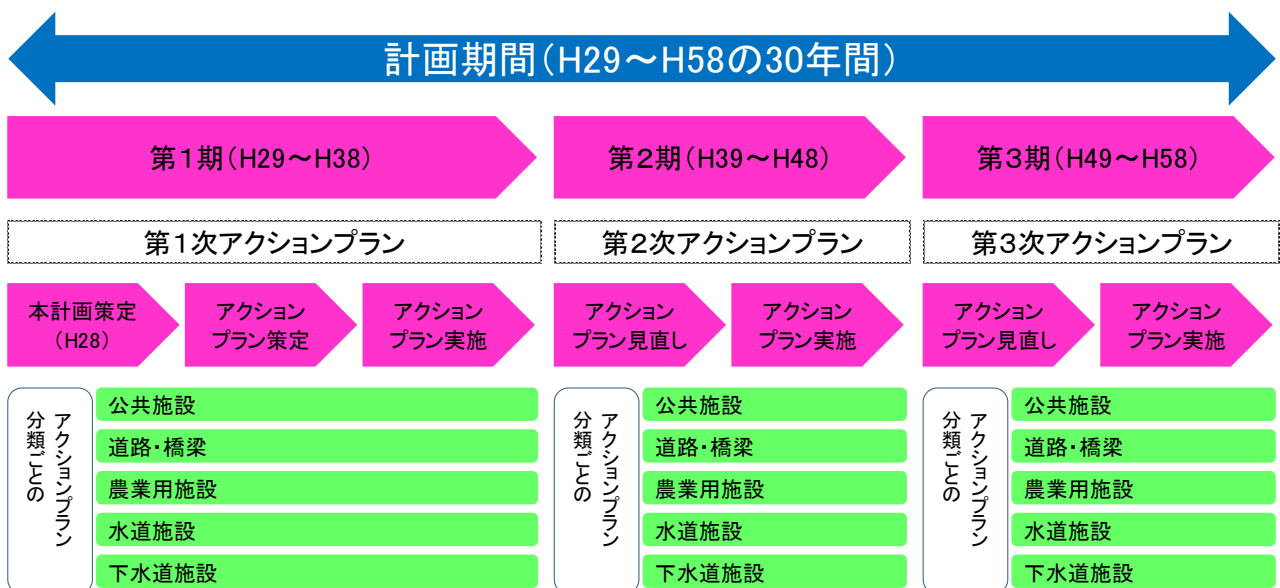
このような問題に対応するためには、個々の施設ごとに町民ニーズや維持管理の方法を考えるのではなく、公共施設等の全体最適化を図った施設マネジメントを推進していく必要があります。また、施設を「資産」として効果的・効率的に有効活用しつつ管理していく視点も必要となります。

3-2 計画期間

本計画は、公共施設の寿命が数十年に及び、中長期的な視点が不可欠であることから、平成29年度から平成59年度までの30年間とします。

また、当初の平成29年度から平成39年度までの10年を第1期として、以後10年ごとに第2期、第3期に分け、具体的なアクションプランを策定します。

【図3-2-1 計画期間】



3-3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方（7項目）

(1) 点検・診断等の実施方針

定期的に経年劣化の状況等を点検し、不具合箇所の早期発見による機能・性能の維持に努めます。また、必要に応じて専門技術者による診断を実施します。

インフラ施設は、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）など、国から示される技術基準等に準拠しつつ、適正に点検・診断等を実施します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

点検・診断結果を踏まえ、計画的に修繕等を行う「予防保全型管理」へ転換し、維持管理・修繕に係るコスト縮減及び財政支出の平準化を図ります。

更新については、必要な公共施設に限り行うこととし、更新する際は、最も効果的・効率的な手法を検討します。

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断の結果等により危険性が認められた場合は、利用者の安全確保を最優先するため、立入禁止措置や応急措置等を実施し、修繕等の対策を実施します。

供用廃止となり、今後も利用見込みのない施設については、立ち入りを禁止し、廃止や財源確保の手段として売却、貸付等を検討します。

(4) 耐震化の実施方針

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成26年法律第54号）に基づき、公共施設の耐震化を実施し、平常時の安全だけでなく、災害時の救援・支援活動の拠点施設としての機能確保に努めます。

(5) 長寿命化の実施方針

将来にわたって利用する公共施設等については、点検・診断結果を踏まえ、計画的に修繕等を行う「予防保全型管理」を取り入れ、長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの縮減に取り組みます。

(6) 統合や廃止の推進方針

町民ニーズや社会情勢の変化により、施設の統合・集約化を実施する場合は、地域間の均衡や利用者の使いやすさ、管理の効率性を考慮します。また、廃止が決定した施設については、早期に解体し、景観の確保、管理費用の削減及び平準化に努めます。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための取組体制

総合的かつ計画的な管理を実施していくために、施設の管理状況や利用状況等の一元管理、施策再編時の庁内調整、計画の進行管理等を行います。また、庁内の横断的な調整を行うため、事務局を政策課に設置し、必要な情報の把握や共有に努めます。

4 施設類型ごとの管理に関する基本方針

4-1 行政財産

(1) 行政系施設

① 施設の状況

No.	施設名	土地面積	延床面積	取得年度	建築年数	耐用年数	超過年数	管理運営	構造	備考
1	本庁舎	6,502.19	3,068.63	S58	33	50	-	直営	RC	
2	消防詰所 本部	-	22.65	S58	33	38	-	直営	RC	
3	消防詰所 1部	127.00	79.50	H21	7	38	-	直営	RC	
4	消防詰所 2部	141.54	53.84	H4	24	15	9	直営	木造	
5	消防詰所 3部(岳)	-	49.00	S49	42	15	27	直営	木造	岳公民分館敷地内
6	消防詰所 3部(白木)	-	28.05	H12	16	34	-	直営	CB	白木公民分館敷地内
7	消防詰所 4部	596.96	92.75	H14	14	15	-	直営	木造	
8	消防詰所 5部	150.83	48.03	H3	25	15	10	直営	木造	
9	消防詰所 6部	-	45.54	S49	42	15	27	直営	木造	個人共有敷地内
10	消防詰所 7部	398.72	98.72	S60	31	15	16	直営	木造	
11	消防詰所 8部	122.10	46.12	S36	55	34	21	直営	CB	
12	消防詰所 9部	143.61	48.03	H12	16	15	1	直営	木造	
13	消防詰所 10部	36.00	47.61	不明	-	15	-	直営	木造	
14	消防詰所 11部	-	47.01	S47	44	15	29	直営	木造	
15	水防倉庫 八町	30.36	23.20	S45	46	15	31	直営	木造	
16	水防倉庫 正徳	86.00	35.00	S63	28	15	13	直営	木造	
17	江北町防災広場	2,526.54	445.30	H26	2	31	-	直営	R	災害用備蓄品倉庫422.3㎡+トイレ23.0㎡
計		10,861.85	4,278.98	-	-	-	-	-	-	-

※ は超過年数10～20年の建物

※ は超過年数20～30年の建物

※ は超過年数30年以上の建物

(注)構造のうち、SRCは「鉄筋鉄骨コンクリート造」、RCは「鉄筋コンクリート造」、Rは「鉄骨造」、CBは「ブロック造」

② 現状及び課題

- ▶ 役場庁舎は、耐震性に問題はありませんが、建築から33年が経過し、軽微な修繕等が発生しています。
- ▶ 役場庁舎は、安全確保のため、消防用設備・電気設備の定期点検（法定点検）を行っています。また、機能維持のため、自動ドア・エレベータの定期点検（法定点検）を行っています。
- ▶ 消防詰所・水防施設・防災広場は、4施設が耐用年数20年以上、1施設が30年以上超過し、施設の老朽化が進んでいます。
- ▶ 災害用備蓄品は、江北町防災広場（上小田）や4部消防詰所（東分）に保管されていますが、災害対策本部は役場庁舎となるため、庁舎周辺で備蓄品の保管を検討しています。

③ 管理に関する方針

- ▶ 建物や設備等の点検を定期的を実施し、予防保全による施設の長寿命化、施設維持に係るトータルコストの縮減・平準化を図ります。
- ▶ 役場庁舎は、来庁者の利便性向上や出先機関の集約化を図るため、大規模改修を検討します。また、災害対策本部機能の強化を図るため、庁舎周辺に災害用備蓄品倉庫の設置や駐車場の拡張を検討します。
- ▶ 消防団員定数の現状維持を前提とし、老朽化が進んでいる築40年以上の消防詰所・水防倉庫は、施設の建替えや維持補修に努め、災害に備えます。

(2) 学校教育系施設

① 施設の状況

No.	施設名	土地面積	延床面積	取得年度	建築年数	耐用年数	超過年数	管理運営	構造	備考
1	小学校	25,719.00	6,500.51	S54	37	50	-	直営	RC	
2	中学校	27,401.00	6,283.68	S60	31	50	-	直営	SRC	
3	給食センター	2,722.00	842.20	H2	15	34	-	直営	R	
	計	55,842.00	13,626.39	-	-	-	-	-	-	-

※ は超過年数10～20年の建物

※ は超過年数20～30年の建物

※ は超過年数30年以上の建物

(注)構造のうち、SRCは「鉄筋鉄骨コンクリート造」、RCは「鉄筋コンクリート造」、Rは「鉄骨造」、CBは「ブロック造」

② 現状及び課題

- ▶ 小学校は、昭和54年建築で、平成16年度に耐震診断を実施し、平成20年度に校舎・体育館の耐震補強工事を行っています。
- ▶ 中学校は、昭和60年建築で、耐震性に問題はありません。
- ▶ 小学校・中学校は、耐用年数を超過していませんが、建築から30年以上経過し、設備の老朽化が見られます。
- ▶ 小学校・中学校は、安全確保のため、消防用設備や電気設備、学校遊具等の定期点検（法定点検）を行っています。また、施設警備を委託しています。
- ▶ 小学校・中学校の体育館は、社会体育活動などにも利用されています。また、小学校の空き教室を活用し、「放課後児童クラブ事業」を行っています。
- ▶ 給食センターでは、食の安全確保のため、ボイラー設備の定期点検やネズミ・こん虫駆除を行っています。また、調理業務については、民間事業者へ委託しています。

③ 管理に関する方針

- ▶ 建物や設備、遊具等の点検を定期的実施し、予防保全による施設の長寿命化、施設維持に係るトータルコストの縮減・平準化を図ります。
- ▶ 児童・生徒の安全で快適な学習環境の確保するため、教育方法・教育内容等の変化に対応できるよう、施設の計画的な改修・整備を行います。
- ▶ 大規模改修や建替えは、人口推計や今後の町の教育方針を考慮し、需要に見合った施設規模とするよう検討します。
- ▶ 給食センターの調理業務は、引き続き、民間事業者へ委託する方式により行います。

(3) 社会教育系施設

① 施設の状況

No.	施設名	土地面積	延床面積	取得年度	建築年数	耐用年数	超過年数	管理運営	構造	備考
1	公民館	-	1,038.83	S58	33	50	-	直営	RC	庁舎敷地内
2	郷土資料館	-	294.00	S61	30	50	-	直営	RC	庁舎敷地内
3	岳集会所	976.46	107.25	H5	23	24	-	岳	木造	
4	上区活性化センター	1,600.22	135.81	H7	21	24	-	上区	木造	
5	石原地区集会所	1,219.00	229.38	H4	24	24	0	石原	木造	
6	小田集会所	844.65	176.38	S61	30	24	6	観音下	木造	
7	上小田集会所	1,109.83	168.10	S56	35	24	11	浪花	木造	
8	上小田団地集会所	-	167.16	H27	1	24	-	原宿	木造	上小田団地敷地内
9	鹿ノ口生活館	186.94	102.68	S61	30	24	6	鹿ノ口	木造	
10	新町生活館	211.35	133.12	H1	27	24	3	新町	木造	
11	平山生活館	2,919.74	131.25	H5	23	24	-	平山	木造	平山地区公園含む
12	下小田集会所	1,229.44	176.37	S56	35	24	11	大西	木造	
13	江北町町民研修施設	775.35	131.43	S62	29	24	5	南郷	木造	
14	新宿集会所	432.24	230.21	H1	27	24	3	新宿	木造	
15	山口集会所	437.65	184.66	S56	35	24	11	東分	木造	
16	西分集会所	442.29	131.22	S63	28	24	4	西分	木造	
17	土元集会所	311.22	148.61	H1	27	24	3	土元	木造	
18	花祭集会所	2,160.56	163.90	S56	35	24	11	花祭	木造	
19	八町北区集会所	548.83	191.29	H5	23	24	-	八町北	木造	
20	佐留志集会所	605.69	181.35	S58	33	24	9	下分	木造	
21	上分集会所	1,012.07	127.94	S62	29	24	5	上分	木造	上分農村公園敷地含む
22	宿集会所	767.33	176.37	H6	22	24	-	宿	木造	
23	佐留志団地集会所	-	62.56	S53	38	24	14	高砂	木造	佐留志団地敷地内
24	創作館	670.58	185.91	S53	38	24	14	上惣	木造	
25	惣領分集会所	352.61	153.20	S58	33	24	9	下惣	木造	
26	祖子分集会所	466.00	145.33	H8	20	24	-	祖子分	木造	
27	馬場集会所	522.00	-	不明	-	-	-	馬場	-	
	計	19,802.05	5,074.31	-	-	-	-	-	-	-

※ は超過年数10～20年の建物
 ※ は超過年数20～30年の建物
 ※ は超過年数30年以上の建物

(注)構造のうち、SRCは「鉄筋鉄骨コンクリート造」、RCは「鉄筋コンクリート造」、Rは「鉄骨造」、CBは「ブロック造」

② 現状及び課題

- ▶ 公民館は、昭和58年建築の建物で、耐震性に問題はありませんが、建築から33年が経過し、軽微な修繕等が発生しています。
- ▶ 公民館は、安全確保のため、消防用設備・電気設備の定期点検（法定点検）を行っています。また、機能維持のため、自動ドアの定期点検（法定点検）を行っています。
- ▶ 郷土資料館は、資料は展示されていますが、常時開館しておらず、郷土資料館としての機能がほとんど果たせていない状態です。
- ▶ 集会所等は、6施設が耐用年数10年以上超過しており、施設の老朽化が進んでおり、必要な補修は、「集会所等施設整備補助金」により、地域の要望に応じて行っています。
- ▶ 集会所等の日常の管理・清掃等は、各行政区で行われています。

③ 管理に関する方針

- ▶ 建物や設備等の点検を定期的を実施し、予防保全による施設の長寿命化、施設維持に係るトータルコストの縮減・平準化を図ります。
- ▶ 郷土資料館は、歴史文化の保存と活用を行うため、効果的な施設運営について検討します。また、施設の利用実態を踏まえ、他施設への機能移転や用途廃止について検討します。
- ▶ 集会所等の日常の管理・清掃等は、引き続き各行政区で行います。また、地域コミュニティの活動拠点としての機能を維持するため、「集会所等施設整備補助金」の予算の範囲内で計画的に補修等を実施します。

(4) スポーツ・レクリエーション系施設

① 施設の状況

No.	施設名	土地面積	延床面積	取得年度	建築年数	耐用年数	超過年数	管理運営	構造	備考
1	高砂運動広場	6,318.00	-	S54	-	-	-	直営	-	内借地 1,492.83㎡
2	花山球場	36,668.36	214.91	S59	32	50	-	直営	RC	
3	弓道場	527.02	97.20	S59	32	24	8	直営	木造	
4	B&G 体育館	8,114.12	1,170.31	S56	35	41	-	直営	SRC	
5	B&G 温水プールトレーニングセンター	-	1,412.82	H3	25	41	-	直営	SRC	
6	B&G 艇庫	-	-	不明	-	-	-	直営	-	
7	B&G 全天候スポーツ広場	4,859.05	2,934.03	H2	26	41	-	直営	SRC	
8	町営テニスコート	2,648.25	19.44	S58	33	38	-	直営	RC	建物は運動用具格納庫
9	小学校倉庫	-	8.10	S60	31	15	16	直営	木造	
10	柔剣道場	0.00	0.00	不明	-	-	-	直営	-	(小学校敷地内)解体
11	さわやかスポーツセンター	2,240.00	580.50	H15	13	34	-	直営	R	
12	佐賀のへそふれあい交流センター	12,528.00	3,798.96	H15	13	50	-	指定管理	RC	
13	屋外便所	-	56.25	S58	33	24	9	直営	木造	B&G公衆便所
	計	73,902.80	10,292.52	-	-	-	-	-	-	-

※ は超過年数10～20年の建物
 ※ は超過年数20～30年の建物
 ※ は超過年数30年以上の建物

(注)構造のうち、SRCは「鉄筋鉄骨コンクリート造」、RCは「鉄筋コンクリート造」、Rは「鉄骨造」、CBは「ブロック造」

② 現状及び課題

- ▶ 高砂運動広場・花山球場は、安全確保のため、消防用設備の定期点検（法定点検）を行っています。また、景観維持のため、広場・球場周辺の除草作業を年数回実施しています。
- ▶ 弓道場は、耐用年数8年超過しており、軽微な修繕等が発生しています。
- ▶ B&G体育館は、平成21年度に耐震診断を実施しましたが、耐震補強工事の必要はありませんでした。
- ▶ B&G施設は、安全確保のため、消防用設備・電気設備の定期点検（法定点検）を、プールは、ろ過装置の点検や水質検査を行っています。また、景観維持のため、定期的な清掃を行い、施設周辺の除草作業を年数回実施しています。
- ▶ B&G温水プール・トレーニングセンターは、7月～8月の夏季のみ実施しています。
- ▶ B&G艇庫は、現在利用されていないため、行政財産から除外しています。
- ▶ 佐賀のへそふれあい交流センター（ネイブル）は、民間事業者のノウハウによる効率化を図るため、指定管理者による管理を実施しています。
- ▶ 佐賀のへそふれあい交流センター（ネイブル）は、建築から13年が経過し、軽微な修繕等が発生しています。

③ 管理に関する方針

- ▶ 建物や設備等の点検を定期的実施し、予防保全による施設の長寿命化、施設維持に係るトータルコストの縮減・平準化を図ります。
- ▶ 利用者の少ない施設や老朽化等による大規模改修が必要となる施設については、周辺施設の配置状況や地域の意向を踏まえ、廃止や地域への委譲等を検討します。
- ▶ 維持管理コストの増加や利用状況に応じ、利用料金の適正化を図ります。
- ▶ B&G施設は、今日的な視点から、他施設への機能移転や機能の見直し、用途廃止について、早急に方針を策定します。
- ▶ 佐賀のへそふれあい交流センター（ネイブル）は、施設の利用実態や町民ニーズを踏まえ、民間事業者のノウハウを活かした指定管理者による管理を実施します。

(5) 保健・福祉施設

① 施設の状況

No.	施設名	土地面積	延床面積	取得年度	建築年数	耐用年数	超過年数	管理運営	構造	備考
1	老人福祉センター	920.45	1,263.92	S54	37	50	-	指定管理	RC	H22一部改修
2	老人福祉センター別館	-	244.50	H25	3	34	-	指定管理	R	江北町農産加工所敷地内
3	保健センター	-	584.25	H15	13	50	-	直営	RC	ふれあい交流センター敷地内
	計	920.45	2,092.67	-	-	-	-	-	-	-

※ は超過年数10～20年の建物

※ は超過年数20～30年の建物

※ は超過年数30年以上の建物

(注)構造のうち、SRCは「鉄筋鉄骨コンクリート造」、RCは「鉄筋コンクリート造」、Rは「鉄骨造」、CBは「ブロック造」

② 現状及び課題

- ▶ 安全確保のため、消防用設備の定期点検（法定点検）を行っています。また、景観維持のため、定期的な床清掃（ワックスがけ）や施設周辺の除草作業を年数回実施しています。
- ▶ 老人福祉センターは、民間事業者のノウハウによる効率化を図るため、指定管理者による管理を実施しています。
- ▶ 老人福祉センターは、平成22年度に耐震診断を実施しましたが、耐震補強の必要はありませんでした。
- ▶ 老人福祉センターは、建築から37年が経過し、設備の老朽化が見られます。
- ▶ 保健センターは、建築から13年が経過し、軽微な修繕等が発生しています。

③ 管理に関する方針

- ▶ 建物や設備等の点検を定期的を実施し、予防保全による施設の長寿命化、施設維持に係るトータルコストの縮減・平準化を図ります。
- ▶ 老人福祉センターは、施設の利用実態や町民ニーズを踏まえ、民間事業者のノウハウを活かした指定管理者による管理を実施します。

(6) 子育て支援施設

① 施設の状況

No.	施設名	土地面積	延床面積	取得年度	建築年数	耐用年数	超過年数	管理運営	構造	備考
1	幼児教育センター 保育園	4,870.73	910.33	H10	17	24	-	直営	木造	
2	幼児教育センター 幼稚園	3,596.00	754.58	H1	27	50	-	直営	SRC	H26一部改修
3	江北町こどもセンター	2,899.00	430.26	H23	5	24	-	直営	木造	
	計	11,365.73	2,095.17	-	-	-	-	-	-	-

※ は超過年数10～20年の建物

※ は超過年数20～30年の建物

※ は超過年数30年以上の建物

(注)構造のうち、SRCは「鉄筋鉄骨コンクリート造」、RCは「鉄筋コンクリート造」、Rは「鉄骨造」、CBは「ブロック造」

② 現状及び課題

- ▶ 幼児教育センター幼稚園は、建築から27年が経過し、設備の老朽化が見られ、一部遊具の修繕や外壁塗装が必要です。
- ▶ 安全確保のため、消防用設備や電気設備、遊具等、ボイラー設備の定期点検、ネズミ・こん虫駆除を行っています。また、施設警備を委託しています。
- ▶ 保育業務は、一部民間事業者に委託しています。
- ▶ 保育園への入所用件緩和や共働き家庭が増えたことにより、0歳児から2歳児を中心に待機児童が発生し、解消が求められていますが、現在の場所では大きく増床することができないため、小規模保育所の設置や、民間保育園の誘致、保育園を他の場所へ移転することを検討しています。

③ 管理に関する方針

- ▶ 建物や設備、遊具等の点検を定期的を実施し、予防保全による施設の長寿命化、施設維持に係るトータルコストの縮減・平準化を図ります。
- ▶ 児童の安全で快適な保育環境を確保し、保育ニーズの変化に対応できるよう、施設の計画的な整備を行います。
- ▶ 平成29年4月より、老人福祉センター別館の一部に小規模保育所を設置します。(最大定員19名)

(7) 産業系施設

① 施設の状況

No.	施設名	土地面積	延床面積	取得年度	建築年数	耐用年数	超過年数	管理運営	構造	備考
1	江北町農産加工所	2,266.86	94.00	H25	3	34	-	直営	R	加工所80.0㎡+倉庫14.0㎡
2	ふれあい物産館	-	245.94	H15	13	22	-	指定管理	木造	ふれあい交流センター敷地内
	計	2,266.86	339.94	-	-	-	-	-	-	-

※ は超過年数10～20年の建物

※ は超過年数20～30年の建物

※ は超過年数30年以上の建物

(注)構造のうち、SRCは「鉄筋鉄骨コンクリート造」、RCは「鉄筋コンクリート造」、Rは「鉄骨造」、CBは「ブロック造」

② 現状及び課題

- ▶ 江北町農産加工所は、安全確保のため、施設警備を委託しています。
- ▶ 江北町農産加工所は、町の農産加工グループに年間を通じて貸与しています。
- ▶ ふれあい物産館は、民間事業者のノウハウによる効率化を図るため、指定管理者による管理を実施しています。

③ 管理に関する方針

- ▶ 建物や設備等の点検を定期的を実施し、予防保全による施設の長寿命化、施設維持に係るトータルコストの縮減・平準化を図ります。
- ▶ 江北町農産加工所の施設利用は、引き続き、農産加工グループに貸与する方式により行います。
- ▶ ふれあい物産館は、施設の利用実態や町民ニーズを踏まえ、引き続き、民間事業者のノウハウを活かした指定管理者による管理を実施します。

(8) 町営住宅

① 施設の状況

No.	施設名	土地面積	延床面積	取得年度	建築年数	耐用年数	超過年数	管理運営	構造	備考
1	町営住宅 上小田	8,131.00	5,124.11	H27	1	47	-	直営	RC	団地+自転車置場+屋外倉庫+プロパン庫
2	町営住宅 佐留志	15,632.24	2,969.10	S51	40	22	18	直営	木造	
3	町営住宅 上惣	1,184.23	412.40	H3	25	22	3	直営	木造	
4	佐留志団地汚水処理場	264.79	77.71	S53	38	22	16	直営	木造	
	計	25,212.26	8,583.32	-	-	-	-	-	-	-

※ は超過年数10～20年の建物
 ※ は超過年数20～30年の建物
 ※ は超過年数30年以上の建物

(注)構造のうち、SRCは「鉄筋鉄骨コンクリート造」、RCは「鉄筋コンクリート造」、Rは「鉄骨造」、CBは「ブロック造」

② 現状及び課題

- ▶ 安全確保のため、消防用設備・電気設備の定期点検（法定点検）また、景観維持のため、周辺の除草作業を年数回実施しています。上小田団地については、機能維持のため、エレベータの定期点検（法定点検）を行っています。
- ▶ 佐留志団地は、耐用年数18年超過しており、主体構造部や設備の老朽化が見られ、大規模改修や建て替えが求められていますが、現在地は、道幅が狭く坂道も多いため、建替に適していません。別の場所に建替を行う場合、建設事業費に加え、用地買収費も必要となることから、多額の予算が必要となります。
- ▶ 佐留志団地汚水処理場は、佐留志団地が公共下水道への接続を完了したため、現在は汚水処理場としては使用されていませんが、防火水槽として利用されています。
- ▶ 上惣団地は、耐用年数3年超過しており、軽微な修繕等が発生しています。
- ▶ 平成27年度に上小田団地を岩屋地区から原宿地区に移転・新築しましたが、岩屋地区の町営住宅跡地の利用方針が決定していません。

③ 管理に関する方針

- ▶ 建物や設備等の点検を定期的を実施し、予防保全による施設の長寿命化、施設維持に係るトータルコストの縮減・平準化を図ります。
- ▶ 佐留志団地は、民間共同住宅の借り上げや家賃補助、PFI^(注)手法による住宅建設など、今後の方向性を町営住宅運営委員会で早急に検討します。
- ▶ 佐留志団地汚水処理場は、施設の利用実態を踏まえ、他施設への機能移転について検討します。
- ▶ 岩屋地区の町営住宅跡地は、民間事業者への売却を検討します。

(注)「PFI (Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)」とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法です。

(9) 公園

① 施設の状況

No.	施設名	土地面積	延床面積	取得年度	建築年数	耐用年数	超過年数	管理運営	構造	備考
1	農村公園 南郷	999.00	-	不明	-	-	-	直営	-	
2	農村公園 下惣	1,300.20	-	不明	-	-	-	直営	-	
3	農村公園 門前	327.00	-	不明	-	-	-	直営	-	
4	農村公園 八町	1,647.00	-	不明	-	-	-	直営	-	
5	農村公園 祖子分	1,004.00	-	不明	-	-	-	直営	-	
6	農村公園 馬場	1,013.00	-	不明	-	-	-	直営	-	
7	農村公園 下分	1,227.00	-	不明	-	-	-	直営	-	
8	農村公園 江口	1,209.00	-	不明	-	-	-	直営	-	
9	鳴江河畔公園	8,091.00	-	H1	-	-	-	直営	-	
10	江北町ふれあい公園	1,417.00	-	H5	-	-	-	直営	-	
11	小田宿広場	1,111.51	-	不明	-	-	-	直営	-	
12	八町地区公園	731.00	-	不明	-	-	-	直営	-	
13	白木パノラマ孔園	13,512.39	158.76	H12	16	17	-	指定管理	木造	建物はコテージ(増築)
14	陽だまりの丘公園	17,110.73	-	H13	-	-	-	直営	-	
	計	50,699.83	158.76	-	-	-	-	-	-	-

※ は超過年数10～20年の建物
 ※ は超過年数20～30年の建物
 ※ は超過年数30年以上の建物

② 現状及び課題

- ▶ 農村公園・小田宿広場・八町地区公園の日常の管理・清掃等は、各行政区で行われています。
- ▶ 鳴江河畔公園は、安全確保のため、遊具等の定期点検を年数回実施しています。また、景観維持のため、周辺の除草作業を年数回実施しています。
- ▶ 江北町ふれあい公園は、安全確保のため、遊具等の定期点検を年数回実施しています。また、景観維持のため、公園の植栽管理を委託しています。
- ▶ 白木パノラマ孔園は、民間事業者のノウハウによる効率化を図るため、指定管理者による管理を実施しています。
- ▶ 陽だまりの丘公園の維持管理は、江北町・小城市で構成する「陽だまりの丘公園協議会」が実施し、町は協議会に負担金を支出しています。

③ 管理に関する方針

- ▶ 設備や遊具等の法定点検を定期的実施し、予防保全による施設の長寿命化、施設維持に係るトータルコストの縮減・平準化を図ります。また、維持管理コストの増加や利用状況に応じ、利用料金の適正化を図ります。
- ▶ 農村公園・小田宿広場・八町地区公園は、引き続き、各行政区で日常の管理・清掃等を行います。
- ▶ 白木パノラマ孔園は、施設の利用実態や町民ニーズを踏まえ、引き続き、民間事業者のノウハウを活かした指定管理者による管理を実施します。
- ▶ 陽だまりの丘公園の維持管理は、引き続き「陽だまりの丘公園協議会」が実施します。

(10) その他

① 施設の状況

No.	施設名	土地面積	延床面積	取得年度	建築年数	耐用年数	超過年数	管理運営	構造	備考
1	忠霊塔	6,550.00	-	不明	-	-	-	直営	-	
2	駐輪場	765.09	264.00	不明	-	19	-	直営	R	
3	肥前山口駅前広場公衆トイレ	-	20.22	H13	15	24	-	直営	木造	
4	肥前山口駅南北ふれあい通路	-	12.00	H2	26	50	-	直営	RC	建物は駅南北エレベーター部分 通路部分は町道
	計	7,315.09	296.22	-	-	-	-	-	-	-

※ は超過年数10～20年の建物
 ※ は超過年数20～30年の建物
 ※ は超過年数30年以上の建物

② 現状及び課題

- ▶ 忠霊塔は、安全確保のためハチ駆除を年1回実施しています。
- ▶ 肥前山口駅前広場公衆便所の日常の管理・清掃等は、清掃員を雇用し実施しています。
- ▶ 肥前山口駅南ふれあい通路は、機能維持のため、エレベータの定期点検（法定点検）を行っています。

③ 管理に関する方針

- ▶ 設備等の点検を定期的 to 実施し、予防保全による施設の長寿命化、施設維持に係るトータルコストの縮減・平準化を図ります。

4-2 普通財産

① 財産の状況

類 型	土地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	土地面積 割合(%)	延床面積 割合(%)	備 考
地区公民館敷地(東区公民館他)	4,281.25	-	2.4%	-	
町有林	115,216.00	-	63.1%	-	
宅地(元地区公民館敷地他)	22,696.16	-	12.4%	-	
雑種地	11,639.28	-	6.4%	-	
原野	505.00	-	0.3%	-	
その他	28,177.47	1,088.65	15.4%	100.0%	
合 計	182,515.16	1,088.65	100.0%	100.0%	

② 現状及び課題

- ▶ 地区公民館敷地は、公民館は地区等の所有物であるが、底地は町有地で地区に貸与している土地です。
- ▶ 町有林は、杉林が4箇所ありますが、町として木材の利活用計画はありません。
- ▶ 利便性の高い土地の開発を最適化するため、町は土地開発公社に依頼し、土地の先行取得を行っています。

③ 管理に関する方針

- ▶ 地区公民館敷地は、地域コミュニティの活動拠点としての機能を維持するため、引き続き、地区に貸与します。
- ▶ 町有林は、木材の利活用をインターネットで公募するなど、資源を有効活用するための新たな取組を検討します。
- ▶ 宅地、雑種地、原野、その他の余剰・遊休地は、定住促進や企業誘致等に寄与するため、個人や民間企業への貸付・売却を検討し、土地の有効活用を推進します。

4-3 土地開発公社財産

① 財産の状況

類 型	土地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	土地面積 割合(%)	延床面積 割合(%)	備 考
田	2,280.00	-	29.5%	-	分譲住宅地予定地
雑種地	5,456.00	-	70.5%	-	みんなの公園(仮称)予定地
合 計	7,736.00	0.00	100.0%	0.0%	

② 現状及び課題

- ▶ 利便性の高い土地の開発を最適化するため、町は土地開発公社に依頼し、土地の先行取得を行っています。

③ 管理に関する方針

- ▶ 土地開発公社所有地は、将来的に町が買収し、公園や公共施設、定住促進のための分譲住宅地として開発を行います。

4-4 インフラ施設

(1) 道路・橋梁

① 施設の状況

施設	保有量
道路・橋梁	
舗装	町道 153路線 延長 94.9km
トンネル	1か所 延長 38m
橋梁	117か所 延長 796m

② 現状及び課題

- 道路・トンネルの舗装修繕工事等は、国の交付金等を活用し実施していますが、高度経済成長期に整備された箇所が多く、修繕を要する道路が多くなっています。財政状況などから、地域の要望に十分に答えきれていないのが現状です。
- 景観維持及び安全性確保のため、道路の植栽管理を委託しています。また、町道沿線の地元自治組織に定期的な除草を委託しています。
- 橋梁については、平成22年3月に「江北町長寿命化修繕計画」を策定し、予防保全を基本とした長寿命化を推進し、維持更新費用の縮減・平準化を実施しています。

③ 管理に関する方針

- 道路・トンネルは、日常点検（職員巡回等）による状況把握により、危険箇所の早期発見に努めます。また、点検により、道路の破損状況や劣化状況を把握し、優先順位を考慮しながら、予防保全による施設の長寿命化、施設維持に係るトータルコストの縮減・平準化を図ります。
- 平成28年度に実施した「道路要望調査」に基づき、平成29年度より3カ年間「道路等環境整備事業」を実施し、道路交通の安全性を確保します。
- 橋梁は、「江北町長寿命化修繕計画」に基づき、現在着手している点検及び健全性の評価を継続的に実施し、予防保全による施設の長寿命化、施設維持に係るトータルコストの縮減・平準化を図ります。
- 道路の植栽管理は専門業者に、除草管理は町道沿線の地元自治組織に委託し、道路の景観維持及び安全性確保に努めます。

(2) 農業用施設

① 施設の状況

施 設	保 有 量
農業用施設	
臨鈇ポンプ等施設	
排水施設	5か所
揚水施設	1か所
灌水施設	6か所 送水管 7.6km 配水管 27.7km
農業用施設	
農道	延長 50.2km
揚水機	134か所
ため池	30か所
八町制水門	1か所

② 現状及び課題

- ▶ 臨鈇ポンプは、「江北町鈇害復旧施設維持管理基金」の運用益により、エンジンや設備、関連機器の定期点検や更新を実施しています。
- ▶ 農業用施設は、「多面的機能支払交付金」を活用し、地域の共同活動により保全管理を実施しています。
- ▶ 農道は、必要に応じて舗装補修工事等を実施しています。
- ▶ 揚水機は、「地域農業水利施設ストックマネジメント事業」を活用し、施設の機能診断に基づく予防保全的な対策を実施しています。
- ▶ ため池は、「農村地域防災減災事業」を活用し、堤体の安全性調査を実施しています。

② 管理に関する方針

- ▶ 日常点検（職員巡回等）による状況把握により、危険箇所の早期発見に努めます。また、点検により農業用施設の破損や劣化を把握した場合は、優先順位を考慮し、予防保全による施設の長寿命化、施設維持に係るトータルコストの縮減・平準化を図ります。
- ▶ 平成28年度に実施した「道路要望調査」に基づき、平成29年度より3カ年間「農道等環境整備事業」を実施し、道路交通の安全性を確保します。
- ▶ 農業用施設の維持管理は、地元農業組織の共同活動により景観維持に努め、施設の管理主体（水利組合等）との役割分担を明確にします。

(3) 水道施設

① 施設の状況

施 設	保 有 量	
	土地面積	延床面積
水道施設		
受水配水施設	2,740.74 m ²	150.42 m ²
その他	5,371.76 m ²	182.00 m ²
送水管	延長 5.9km	
配水管	延長 91.4km	
ポンプ室	4か所	
消火栓	119か所	

② 現状及び課題

- ▶ 送水管・配水管は、昭和40年代から昭和50年代に布設された管渠を中心に、老朽管の布設替えを実施しており、現在は石綿管の布設はありません。
- ▶ 環境保全のため、定期的な水質検査を行っています。
- ▶ 現在、町が行っている水道事業は、平成32年度に佐賀西部広域水道企業団に業務移管する予定です。

③ 管理に関する方針

- ▶ 安全な水道水を町内全域に安定的に供給するため、本町と佐賀西部広域水道企業団が連携して水資源の確保と渇水対策に努めます。
- ▶ 送水管・配水管は、老朽管の布設替えを計画的に実施し、水道の安定供給を図ります。
- ▶ 水道施設（受水配水施設等）は、日常点検及び定期点検に基づき修繕・更新により施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

(4) 下水道施設

① 施設の状況

施 設		保 有 量	
下水道施設		土地面積	延床面積
クリーンセンター	(2か所)	30,520.53 m ²	2,745.71 m ²
中継ポンプ場	(4か所)	2,487.05 m ²	56.22 m ²
真空ステーション	(1か所)	31.97 m ²	-
マンホールポンプ場	20か所		
管渠	延長 116.9km		

② 現状及び課題

- ▶ 特定環境保全公共下水道事業は、平成14年度に供用開始、処理区域内人口7,351人、処理区域面積256haとし、事業推進を図っています。
- ▶ 農業集落排水事業は、平成11年度に供用開始、処理区域内人口1,829人、処理区域面積72haとし、事業推進を図っています。
- ▶ 特定地域生活排水処理事業は、平成21年度に供用開始、処理区域内人口447人、処理区域面積4ha、個別排水処理事業は、平成13年度に供用開始、処理区域内人口13人、処理区域面積5haとし、事業推進を図っています。また、供用開始当初より浄化槽維持管理の民間委託を実施しています。
- ▶ 安全確保のため、消防用設備・電気設備の定期点検（法定点検）を行っています。
- ▶ 機能維持のため、施設の維持管理や機器類の修繕・更新を行っています。また、景観維持のため、下水道施設場内の除草作業を年数回実施しています。
- ▶ 環境保全のため、定期的な水質検査を行っています。
- ▶ 下水道施設は各家庭や事業所の下水を処理することを目的として設置されていますが、雨天時には管渠に大量の「不明水」が流入しています。そのため、ポンプによる下水処理が追いつかず、町民生活や地域の経済活動に支障をきたしています。

③ 管理に関する方針

- ▶ 特定環境保全公共下水道事業については、施設の長寿命化計画を策定します。また、「ストックマネジメント事業」の活用により計画的な施設の更新を行い、ライフサイクルコストの縮減、経済性を考慮した適切な管路整備を進めます。
- ▶ 農業集落排水事業については、施設の機能低下状況等を的確に把握するため、施設機能診断を実施し、最適整備構想を策定します。また、「低コスト型農業集落排水施設更新支援事業」の活用により計画的な施設の更新を行い、施設の長寿命化やライフサイクルコストの縮減、経済性を考慮した適切な管路整備を進めます。
- ▶ 特定地域生活排水処理事業・個別排水処理事業については、引き続き、浄化槽維持管理の民間委託を実施し、施設の適性管理、長寿命化及び経費削減に努めます。
- ▶ 「不明水」対策は、平成29年度に調査を実施し、原因究明に努めます。